

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から同年10月まで

昭和42年3月に会社を辞め、厚生年金保険の資格を喪失したため、国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料も納付していたはずなので、申立期間について国民年金に未加入であり保険料の納付は確認できないとの社会保険事務所からの回答には納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は昭和42年11月に国民年金に任意加入し、申立期間については未加入とされているところ、申立人の所持する国民年金手帳では、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示すA市（当時）の検認印が、いったん押された後に斜線を引かれて訂正されているほか、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）でも、申立期間のうち、42年4月から同年9月までの保険料に係る納付印に二重線が引かれて訂正され、同年10月の欄には「当月以前記録不要」と押印されている。このため、申立期間については、当初、A市役所（当時）において国民年金加入期間とされ保険料も納付されたものの、後に資格取得日が訂正されて未加入期間となったものと推認される。しかし、保険料が納付された後に未加入期間と訂正されたのであれば、保険料は還付されなければならないにもかかわらず、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び国民年金保険料還付整理簿において、申立人の申立期間の保険料が還付された記録は無い。

また、申立期間において、申立人は国民年金の強制加入の対象であり、国民年金保険料の納付済期間とされていた申立期間を未加入期間として訂

正すべき理由は見当たらない上、前述のとおり申立期間の保険料が還付された形跡もうかがえないことから、申立期間は納付済期間となるべきものと思料される。

さらに、B市役所の国民年金被保険者名簿においては、申立人の資格取得日は昭和42年11月30日となっているものの、申立期間の保険料が納付済みとされているなど、行政側の記録管理に適正を欠く部分が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和33年4月1日、資格喪失日に係る記録を37年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を33年4月から35年9月までは1万6,000円、37年8月から同年10月までは2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和33年4月1日から35年10月1日まで
② 昭和37年8月1日から同年11月1日まで

A社に勤務していたころの厚生年金保険の加入記録を確認したところ、一部加入期間が無い旨の回答を受けた。同社では、入社から退社するまでの間、途中、転勤はあったものの継続して勤務しており、加入記録に空白があるのは考えられない。給料からも空白無く保険料を控除されていた記憶がある。同僚も複数名記憶しているので、私が継続して勤務していたことを確認してもらい、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和33年4月1日にA社C工場から同社B支店に異動し、37年11月1日に同社B支店から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立期間①については、申立人と同世代・同性・同職種の同僚の記録から推定し、1万6,000円、申立期間②については、昭和37年8月1日の社会保険庁の記録から2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に閉鎖しており、当時の事業主も死亡しているため、確認することができず、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の得喪に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から56年9月までの期間及び57年8月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年2月から56年9月まで
② 昭和57年8月から60年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和54年2月から56年9月までの期間及び57年8月から60年3月までの期間の国民年金保険料について未納とされているが納付できない。夫と同様に口座振替で納付していたはずであり、当時、保険料が引き落とされていたことを通帳で確認しているが、通帳は引っ越しの際に処分してしまった。金額等について記憶が無いが、夫の保険料が納付済みになっているのに自分の分だけ未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和53年2月21日に厚生年金保険被保険者となったことにより、国民年金被保険者資格の喪失の届出を同年3月に行ったことが、市役所保有の国民年金被保険者名簿に記録されている。一方、厚生年金保険の資格を喪失した場合、再度国民年金に加入する必要があるところ、市役所保有の被保険者名簿には、その加入の手続が行われたのが60年2月である旨の記載があり、さかのぼって国民年金に加入した経緯が確認できることから、当該届出までは、53年2月21日に国民年金被保険者資格を喪失したままの状態であったと推認でき、国民年金保険料を納

付できなかったものと思料される。

さらに、昭和 60 年 2 月に国民年金への加入の届出がなされた時点では、申立期間①の全期間及び申立期間②の一部については時効により国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立期間②のうち昭和 60 年 2 月の時点で時効にかかっておらず国民年金保険料をさかのぼって納付できる期間についても、市役所保有の国民年金被保険者名簿には「59 年度納付書を送らないで下さい」との記録があることから、保険料の納付手段である納付書が申立人に対して発行されなかった可能性もあり、当該期間の保険料が納付されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年1月まで

平成元年6月にA村に転入する前は国民年金保険料は納付していなかったが、転入後は保険料を納付していた。当時の保険料額は8,000円ぐらいだったと思う。税金等もきちんと納付していたので、保険料を納付しないはずは無い。領収書等は、年金を受給し始めたので、必要ないと思いつべて破棄してしまったが、申立期間の保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金保険料を毎月納付し、数か月分をまとめて納付したことは無いと主張しているところ、当時は制度上毎月納付ではあったものの、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは申立期間後の平成2年3月であるため、申立期間は当初から国民年金加入期間であったのではなく、さかのぼって加入期間とされたことがうかがわれ、加入手続時以降に申立期間の保険料の請求及び納付が行われたとすれば、まとめて行われたものと考えられることから、毎月保険料を納付したとする申立人の主張とは整合しない。

さらに、記録上、申立人の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号が払い出される直前の平成2年2月から納付済みとなっており、同年2月以

降の保険料納付については、毎月行われたとするのが自然であることから、保険料を毎月納付していたとの申立てを踏まえると、申立人は保険料を納付し始めた時期を誤認している可能性も否定できない。

加えて、村役場保有の国民年金被保険者名簿の備考欄に「過年度納付書は送ってくれるなど社保へ直接たのんだ。2.10.4」との記載があることから、申立期間について現年度納期限内に国民年金保険料の納付が行われなかったため、社会保険事務所から過年度保険料の納付書が申立人に送付されたのに対し、申立人が以後の納付書の送付を拒否したことが推認でき、申立期間について保険料納付が行われたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から52年3月まで

昭和45年4月に子供が生まれ、同年6月ごろ子供のために郵便局に積立てを始めたとき、郵便局員から母が国民年金のことを聞いてきた。その直後、私が加入手続を役場で行い、国民年金保険料の納付については町内の組長が自宅に集金に来ていた。妹は私が国民年金に加入していた事実を知って51年7月から国民年金に加入しているし、52年ごろ友人と付加年金の話をし、私だけ付加保険料を納付し始めたので、よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月ごろ、子供の出産をきっかけに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したと主張しているが、保険料を納付するためには国民年金手帳記号番号が払い出されていなければ納付できないところ、申立人の手帳記号番号の払出しは申立期間後の52年5月であり、申立期間中に申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、郵便局員から「もしものことがあったときに有利」だと説明を受けたその母親の勧めで国民年金に加入したと申述しているが、当時、申立人の国民年金の加入は任意であり、郵便局員が郵便局の金融商品と競合するような国民年金の任意加入を勧めることは考え難く、国民年金以外の金融商品等と誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立人は、昭和52年当時に友人と共に参加した勉強会で、付加年金の説明を受け、付加年金に加入したと申述しているところ、友人も付加年金の話の記憶はあるが、申立人の国民年金の加入時期に関する具体的な証言は得られない。加えて、申立人から加入を勧められたとするその妹

は 51 年 7 月から国民年金に加入しているが、当時申立人は A 県、妹は B 県に在住していたこともあり、申立人の国民年金の加入時期や国民年金保険料の納付状況を推認できる具体的な証言までは得ることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から47年3月まで

国民年金保険料の納付記録を調査したが、申立期間の分が未納であった。納得できず、当時の市役所へ行き調査してもらったが、なぜか妻と同時の昭和47年4月からの納付になっていた。そんなに長期間の滞納ができるものなのか疑問である上、保険料は2年前までさかのぼって納付できたはずなのに、そのような通知も無かった。年金には関心があり保険料を6年間も未納にするとは思えず、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は昭和40年ごろ、申立人自身が市役所において国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出された47年8月には手続した記憶は無いと申述しているが、申立期間当初から、同一市内に在住している申立人に対し、市役所が重複して手帳記号番号を払い出し、別に記録管理をしたとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年8月の時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年12月から47年3月まで

年金問題が話題になる数年前に3年4か月間の国民年金保険料の未納があることが分かり、社会保険事務所、当時の市役所まで夫に調べに行ってもらった。一度はあきらめたが、2年ぐらい前から年金の不正等が報道されるようになり、不信感が強まった。数年勤務した会社の係の方から、将来のために国民年金に入るように強く言われ、年金の大切さはよく知っていたので、申立期間の保険料が未納であることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その夫が市役所において国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その夫が婚姻届をした昭和42年ごろに国民年金の加入手続を行い、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で払い出された47年8月には手続した記憶は無いと申述しているが、申立期間当初から同一市内に在住している申立人に対し、市役所が重複して手帳記号番号を払い出し、別に記録管理をしたとは考え難い。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年8月の時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料について免除申請を行ったという話を親から聞いていた。結婚後、自分で保険料を納付することになり、結婚後すぐに夫の賞与の一部で、免除になっている期間の分を夫が市役所で追納した憶えがある。申立期間について、自分で保険料を納付し始めた時期ということもあり、納付したことは間違いないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、結婚後すぐにその夫の賞与で市役所に納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は免除期間であり、その期間の国民年金保険料を納付するためには、本人からの申出により納付書の交付を受けて納付するなど、一連の手続が必要であるところ、申立期間の保険料を納付したとする市役所勤務のその夫は、納付した記憶はあるものの、一連の追納手続や担当課に相談などした記憶は無いことから、申立期間の保険料を追納したとまでは推認できない。

さらに、市役所の国民年金被保険者名簿には、申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料が、47年12月にまとめて納付された旨が記載されていることから、申立人は、その納付を申立期間の分の追納と誤認している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から同年 10 月まで
② 昭和 39 年ごろから 41 年ごろまで

A社を退職してからB社に入社したが、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録は、A社が昭和31年7月1日から36年7月10日まで、B社が同年1月11日から同年3月15日までとなっており、加入期間が重複している。このことは不自然であり、B社に勤務したのは同年7月から同年10月までの期間である。

また、C社には昭和39年ごろから41年ごろまで勤めたが、この期間に時計を質入れするときに必ず健康保険証を提示したし、野球で右手親指を捻挫して接骨院に通院したときも健康保険証を使った記憶がある。

これらのことから、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係るA社及びB社における当時の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、そこに記載されている資格取得日及び喪失日に不自然さは見当たらず、その記録は適正にオンライン記録に移行処理されている。

また、申立人のA社における退職日について、申立人のB社における厚生年金保険の記録が昭和36年1月11日から存在することから、申立人はその日より前にA社を退職したことが推認できるところ、A社に勤務していた同僚からの「申立人は冬ごろに退職した」旨の証言及び同年6月に入社した従業員からの「申立人は勤めていなかったと思う」旨の証言がこれを裏付けている。

さらに、申立人はB社において記録が存在する期間は勤務しておらず、

その後である申立期間①に勤務していたと主張しているが、当時の事業主及び同僚から証言等を得ることができないことから、これを裏付けることができない。しかしながら、同社の事業主が、申立人の主張どおりの勤務期間を誤って社会保険事務所に届け出るとは考え難いことから、申立人が実際に勤務していたのは社会保険事務所の記録どおりであることが推認できる。

加えて、これらの状況を踏まえると、A社の事業主は、申立人が昭和36年1月にB社へ転職したにもかかわらず、申立人に係る厚生年金保険料の納付を申立人の退職日以降も継続し、後日、申立人に係る同年7月10日付けの被保険者資格喪失届を社会保険事務所に提出したことが推認でき、この結果、申立人の厚生年金保険の加入記録が重複したものと考えられる。

このことから、この厚生年金保険の重複記録をもって、申立人が申立期間①において、B社に勤務していたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人がC社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できるものの、その期間については、同社の事業主は、当時の関連資料は無く不明としており、雇用保険の加入記録も確認できないことから、これを特定するに至らない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿及び原票に、申立人及び申立人が挙げた同僚の一部の名前も確認できないことから、同社の事業主が従業員全員を厚生年金保険に加入させていた状況はうかがえず、申立人のみの厚生年金保険の加入記録が欠落した事情は見当たらない。

- 3 申立人は申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年5月20日から25年5月17日まで
(A社)
② 昭和25年7月1日から28年6月14日まで
(B社)

A社に昭和23年5月20日から25年5月16日まで勤務し、B社に同年7月1日から28年6月13日まで勤務したが、この期間について、厚生年金保険の記録は確認できるものの、被保険者の種別が第一種被保険者となっている。仕事内容も確かに坑内夫だったので、申立期間について第三種被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険事務所が保有するA社に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含めた16歳未満の従業員5名のすべてが第一種被保険者であったことが確認できることから、当時の労働基準法第63条によると、「使用者は、満18歳に満たない者を坑内で労働させてはならない」と規定されていることから、申立人は第三種被保険者に該当する直接坑内夫として従事していたとは考え難く、当該事業所において資格取得時の年齢が16歳未満の従業員については、間接坑内夫又は坑外夫として、事業主から第一種被保険者として資格取得の届出が行われたことがうかがえる。
- 2 申立期間②について、申立人はB社における仕事内容について「採炭と仕操作業に従事していたので坑内夫であった」と主張しているものの、当時の事業主及び同僚等の証言が得られないことから、申立人の職務内容が第三種被保険者に該当するか否か不明である。

また、社会保険事務所が保有するB社に係る健康保険・厚生年金保険被

保険者名簿によると、申立人及び一緒に勤務していたその父親も第一種被保険者であったことが確認できることから、被保険者の種別については、事業主の判断により決定されるものであることから、申立人及びその父親については、第一種被保険者であると判断され、事業主がその被保険者種別により資格取得の届出を行ったことがうかがえる。

- 3 なお、申立期間①及び②に係る健康保険・厚生年金保険被保険者名簿には、第三種被保険者である場合、直接坑内夫であったことを意味する「抗」の表示が記されているが、申立人にはその表示は記されていない。
- 4 さらに、申立人は第三種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は保有していない。

このほか、申立人の申立期間に係る第三種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月2日から23年7月20日まで
② 昭和23年11月1日から24年3月10日まで

昭和20年9月にA組合に就職した。職種はトラックの運転助手で、荷物の積み下ろしの作業を行った。同組合から引き続きB社に移り、トラックの運転手の仕事を行った。同年9月2日から23年7月20日までの期間及び同年11月1日から24年3月10日までの期間について厚生年金保険の加入記録が無い。20年9月から引き続いて保険料は引かれていた。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間に勤務していたと申し立てている事業所は、商業登記簿及び社会保険庁の記録から、当初はC組合であり、その業務は昭和21年12月5日にA組合に引き継がれ、さらに23年11月1日には同組合がB社のほか2事業所に分割されたことが確認できる。

2 申立人が、申立期間①において、C組合であったころから勤務していたことは、同僚の証言等から推認できるものの、勤務期間を特定することができない。

また、申立人が挙げた戦後に就職した申立人と同様に運転業務に従事していた同僚全員の厚生年金保険の資格取得日が、申立人と同日の昭和23年7月20日となっており、当時の状況については、C組合及びA組合は既に閉鎖されているため、確認することができないものの、申立人のみの厚生年金保険の加入記録が欠落した事情はうかがえない。

3 申立人は申立期間②において、A組合から引き続いてB社に勤務していたと申し立てているが、このことについて、同僚に対し聞き取り調査を試みたものの、証言を得られず、推認することができない。

また、社会保険事務所が保有しているA組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和23年11月1日の分割に際し、それぞれの被保険者欄に移行先の健康保険事業所記号が記載されているが、申立人及び申立人と同様に移行先が厚生年金保険の適用事業所となった時点から加入記録が無い数名の同僚には、その旨の記載が確認できない。このことから、同組合及びB社のほか2事業所は既に閉鎖されているため、その理由は不明であるものの、申立人を含めこれらの者はA組合の分割時には移行しない取扱いであったことが推認できる。

さらに、申立人が、分割先であるB社において昭和24年3月10日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に、新たに別の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されていることから、事業主により分割時である23年11月1日付けの被保険者資格取得届が提出されたとは考え難く、社会保険事務所の記録誤りであった事情は見当たらない。

- 4 加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は保有しておらず、その記憶も曖昧である。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 20 日から 39 年 3 月 20 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。当時の身分証明書も所有しており、勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、申立人が所有していた身分証明書により推認できるものの、その期間については、当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所には申立人に係る関連資料が保管されておらず、同僚の証言も得られないことから、特定することができない。

また、当該事業所の事業主の子息に確認したところ、「現在、社会保険には加入しておらず、当時も加入していたとは聞いていない」との回答を得ており、社会保険事務所の記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は見当たらず、申立人が記憶していた同僚の厚生年金保険の記録も確認できないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年9月30日から24年3月5日まで
中学校を卒業後、A社に昭和21年から29年3月まで事務員として勤務した。しかし、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、22年9月30日から24年3月5日までの記録が無い旨の回答があった。途中、病気をして欠勤することも無く、勤務地、部署、仕事内容も変わらなかった。給料から保険料を控除されていた記憶があるので、この期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の記録は、昭和21年3月29日に被保険者資格を取得し、22年9月30日に資格を喪失した後、24年3月5日に同社において再度資格取得となっており、申立期間である22年9月30日から24年3月5日までの被保険者記録が無いものの、複数の同僚の証言により、申立人は申立期間について当該事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保有する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人のほか16名が昭和22年9月30日に資格を喪失していることが確認できるが、その理由については、事業主及びこれらの者からの証言が得られず不明であるものの、事業主から被保険者資格喪失の届出が行われたことがうかがえる一方、申立人が当該事業所において24年3月5日に再度資格を取得した際、新たに別の厚生年金保険被保険者記号番号が付番されていることから、その資格喪失の届出が行われたことが裏付けられ、社会保険事務所において申立人の記録を欠落させた形跡は見当たらない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を

確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月から同年 8 月 16 日まで
(A社)
② 昭和 35 年 8 月 26 日から同年 12 月まで
(A社)
③ 昭和 63 年 9 月 1 日から 64 年 1 月まで
(B社)

A社について、昭和 35 年 4 月から同年 12 月まで継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では同年 8 月 16 日から同年 8 月 26 日までの 1 か月だけ加入となっている。また、B社には 63 年 9 月から 64 年 1 月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無い。64 年 1 月分給与明細書によると、社会保険料が控除されている。その給与明細書の会社名がC社となっているが、募集・採用はB社であり、支社長、上司も同社の所属であった。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①において、申立人が定時制高校に通いながらA社に勤務していたことは、同僚の証言により推認できるものの、当該事業所本社に照会したところ、「当時の資料は残っておらず、証言できる社員もいない」との回答であったことから、その雇用形態及び勤務期間については特定できない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 35 年 8 月 16 日から同年 8 月 26 日までの申立人の加入記録が確認できるが、この期間は定時制高校の夏季休業期間中であるため、厚生年金保険の被保険者となるべき労働時間の要件を満たしたことにより、被保険者となったものと考えられ、申立期間①及び

②については、その要件を満たしていなかったことが推認でき、申立人が厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

- 2 申立期間③において、申立人はB社に勤務していたと申し立てているが、申立人が当時の同僚の名前を記憶していないことから、健康保険厚生年金被保険者名簿から同僚調査を行ったが、証言等も得ることができない上、当該事業所の後継会社の経理担当者は「記録は10年前からは残っているが、当時の状況は不明」と回答していることから、その勤務期間を推認することができない。

また、申立人が所有していたB社の子会社であるC社から受けた昭和64年1月分給与明細書の控除欄に、1か月分の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料がマイナス表示されていることが確認できる。このことから、各種保険料の1か月分を前月以前にいったん控除したものの、申立人の退職により、事業主からの被保険者資格取得の届出が行われず、その保険料が還付されたものと考えられる。

さらに、B社及びC社に係る被保険者縦覧には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号にも欠番は確認できない上、申立人の記録が取り消された形跡もうかがえないことから、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出されたとは考え難い。

- 3 加えて、申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申し立て期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 9 年 3 月 26 日まで
年金記録の平均標準報酬月額に疑義が生じたので、社会保険事務所に照会したところ、平成 6 年 10 月以降の標準報酬月額が 30 万円である旨の回答があった。A社に長く勤めたが、退職前 4、5 年は、特に残業せず、毎月ほぼ定額の 32 万 4,000 円の支給を受けていた。標準報酬月額でみると、32 万円になる。報酬を確認するとともに、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA社から提出された申立人に係る平成 6 年度分から 8 年度分までの「被保険者標準報酬決定通知書」によると、各年 5 月から 7 月までの給与支給額の平均額はいずれも標準報酬月額 30 万円となっており、社会保険事務所の記録どおりに事業主により届出されたことがうかがえ、社会保険事務所が誤って記録した形跡は見当たらない。

また、当該事業所の事務担当者は「給与計算と報酬月額算定基礎届は電算システムにより連動している。保険料についても 30 万円の標準報酬月額に基づいて控除をしているはずである」と回答しており、申立人が主張する給与額及び保険料控除額を裏付けることができない。

さらに、公共職業安定所の失業給付記録によると、60 歳到達前 6 か月間の給与支給総額から算出された賃金日額の金額が「10,046 円」となっているところ、その金額から 1 か月あたりの給与総額を算出すると「301,380 円」となることから、少なくとも申立人が 60 歳に到達した平成 9 年 1 月の前 6 か月間の 1 か月あたりの給与総額も 30 万円前後であったことが確認できる。

なお、申立人は給与支給総額について、当初は 32 万 4,000 円である旨を主張していたが、その後、38 万 9,700 円、50 万円以上と変更しており、その主張には一貫性が無い。

加えて、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 10 日から同年 10 月 21 日まで
昭和 45 年 6 月 10 日から同年 10 月 21 日まで勤務していたA社の厚生年金保険の加入期間について照会したところ、記録が無いとの回答があった。給与明細書等の資料は無いが、当時の同僚が勤務していたことを証明している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは、同社の事業主の妻は申立人に関する記憶が無いものの、申立人の申述及び厚生年金保険の記録の存在する申立人と同時期に入退社した同僚の証言により推認できる。

しかしながら、当該事業所及びその事務の委託を受けていた経理事務所は、当時の書類を保管しておらず、申立人とその同僚の採用条件が相違していたか否かは不明であるが、申立人の「一緒に入社した同僚の業務内容は店員であり、自分は配送の補助であった」との申述内容からすると、申立人とその同僚は条件が異なる採用であったことも否定できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できず、健康保険整理番号にも欠番が無い上、雇用保険の加入記録も確認できないことから、事業主により申立人に係る被保険者資格取得届が提出された形跡はうかがえず、社会保険事務所の事務処理誤りをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から28年12月30日まで
社会保険事務所に老齢年金裁定請求書を提出した際、脱退手当金を受けているとの回答を受けた。退職後は、一銭も会社からは受けとっていないし、資格喪失日が昭和28年12月30日であるにもかかわらず、脱退手当金の支給が29年7月6日と半年も後であることから、おかしいと思う。どうしても納得がいかないのので、脱退手当金受給済期間を厚生年金保険被保険者期間としていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る旧厚生年金保険被保険者台帳には、当時の申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき、脱退手当金を計算したことが記録されており、その事務処理に不自然さはない。

また、厚生年金保険被保険者台帳の申立人の氏名は、事業所を退職した6か月後の昭和29年6月22日に旧姓から新姓に氏名変更されていることが、前述の旧台帳により確認できるが、一般的に退職後の氏名変更処理は、厚生年金保険被保険者資格の再取得の際に行われるところ、申立人にはその後再取得した記録は無く、申立人の脱退手当金が同年7月6日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたものとするのが自然である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和29年7月6日に支給決定されていることについては、前述の氏名変更処理を踏まえると、申立人の脱退手当金は婚姻後に請求されたものと推認でき、その支給決定は婚姻日から約5か月後であり、当時の事務処理方法から特段の不自然な状況はない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。